

京都府久御山町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

久御山町議会では、議会の機能の強化、委員会活動の充実、災害時の迅速な対応、町民への情報公開及び説明責任の履行等、さらなる議会の機能強化を図るため、定例会を年 1 回とし概ね 1 年を会期とする通年議会に移行した。

通年議会への移行に当たり、先進地視察や議員研修会、議会運営委員会での協議を重ね、「議会の運営に関する最終報告」として、議会運営の課題等を取りまとめ、1 年間（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）の試行期間を経たうえで、移行した。（令和 3 年 4 月～）

議会が、住民の信託に応えるため、その運営の基本を明らかにし、議会と住民との関係及び議会と町執行機関との関係における基本的事項を定めることにより、議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、憲法に定める地方自治の本旨の実現と豊かな町づくりに寄与することを目的に、議会基本条例を制定している。（平成 23 年 4 月～）

なお、議会基本条例は、毎年改正の必要があるか協議し、見直しを図っている。改正の必要がある場合には、速やかに改正し、時代に即したものとなるようにしている。（平成 27 年、令和 3 年、令和 4 年に改正）

新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防対策アクリル板の設置（令和 2 年 9 月～）や、三密を避けるため、委員会の開催場所をより広い委員会室へ変更（令和 2 年 4 月～）するなど、感染症対策を行いながら会議運営、議会活動の維持に努めている。

また、久御山町議会の災害時対応に関する要綱（平成 23 年 6 月施行）を久御山町議会災害対策会議設置要綱（令和 2 年 4 月施行）に改め、災害時（新型コロナウイルス感染症を含む）の対応強化を図るとともに、町長に対して「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」を提出するなど、積極的に政策立案に取り組んでいる。

議員の新型コロナウイルス感染対応については、久御山町議会新型コロナウイルス感染症対応指針を定めている。

- ・感染者及び感染を疑われる者又は濃厚接触者と判定された場合
- ・議員が PCR 検査又は抗原検査で陽性となった場合
- ・情報公開について

など議員の感染時等の対応を詳細に定め、迅速かつ適切な対応に努めている。

議会事務局職員の専門性の向上を図る場として、相互の研鑽と連絡調整を図り、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興に寄与することを目的に昭和 45 年 4 月「乙訓・久世・綴喜

市町議会職員連絡協議会」を設置し、勉強会などを実施してきた。

残念ながら市と町の議会对応の差が問題となり、令和4年3月に一旦解散することになったが、今後も議会事務局職員の専門性向上のため、同協議会（今後は町だけで継続する）の再立ち上げをしていく。

（事績2）住民に開かれた議会

久御山町議会では、「開かれた議会」を目指し、「議会モニター制度」「地域懇談会」「政策討論会」「議会見学会」「ちょこっと懇談会」「こども議会」、「高校生傍聴」「本会議・委員会の映像配信」「休日議会」などを積極的に実施してきた。

また、議会の日程については議会広報（議会だより）やホームページで、一般質問の内容についてはホームページや報道連絡により事前告知している。議会広報（議会だより）の編集については、広報広聴委員会が企画を担当し、議員自らが責任ある広報に努め、住民に議会の状況を分かりやすく伝える工夫をしている。

- ・「議会モニター制度」（令和3年8月～）

議会に対するアンケートや直接対話するモニター会議を実施し、意見聴取を行い、議会活動のさらなる活性化を図ることを目的に実施。

- ・「地域懇談会 ～ほんわか セッション～」（平成23年4月～）

開かれた議会づくりと議会活動の充実を目的として、地域においての住民の声をより広く聞き、議会活動のさらなる活性化を図ることを目的に実施。

- ・「政策討論会」（平成25年4月～）

議会の活性化のため、議員の意見交換の場として、町政の主要施策に対して議員間の自由闊達な討論を行う。議員間の共通認識の醸成を図るとともに、それらの持つ課題を明らかにし、今後の議員活動に活かすことを目的に実施。

- ・「議会見学会 ～きて・みて・議会 ぶら～り議会見学会～」（平成24年11月～）

住民に開かれた議会づくりをめざして、議会を身近に感じていただくため、議会の施設の見学を実施し、より多くの方に議会の傍聴を促すとともに、議員自らが施設を案内し、住民の方々とのふれあいと対話を通して、議会の広聴活動の充実を図ることを目的に実

施。

- ・「ちょこっと懇談会」(平成 24 年 11 月～)

前記の「議会見学会 ～きて・みて・議会 ぶら～り議会見学会～」の参加者を対象に直接対話する場を設け、意見等を聴取し、議会審議に活かすことを目的に実施。

- ・「こども議会」(平成 26 年 10 月～)

明日の久御山町を担う子どもたち「一日議員」となって議会本会議方式で質問し、意見を発表する。この体験を通して子どもたちが、まちづくりや議会の仕組みを学び、町政への理解を深めることを目的に実施。

- ・「高校生傍聴」(平成 29 年 6 月議会～)

主権者教育の一環として、身近な現実社会である町議会の傍聴を通して、地域の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を獲得するとともに、議会での議論を受け、合意形成・意志決定といった協働的課題解決に望む態度を育てるなど、未来を担う高校生に議会への関心を高めてもらうことを目的に実施。

- ・「本会議・委員会の映像配信」(平成 24 年 9 月議会～)

※委員会の映像配信は令和 4 年 3 月～

住民に対して開かれた議会をめざし、インターネットを利用した本会議及び委員会の映像配信を実施し、議会への関心と理解を高めていただくことを目的に実施。

- ・「休日議会」(平成 22 年 12 月議会～)

住民に対して議会の傍聴機会の拡大を図ることを目的に実施。